

## 特定非営利活動法人都岐沙羅パートナーズセンター 旅費規程

### (適用)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人都岐沙羅パートナーズセンター（以下「センター」という）の事業に係る総会・理事会、事業活動、関連活動等（以下「活動等」という）に参加出席した会員及びセンターの特別のもとめに応じて参加出席した会員外の者に適用し、その移動距離と経過日数によって、近郊旅費、国内出張旅費、海外出張旅費のいずれかの交通費、日当及び宿泊費の支給に関して定める。

### (手続)

第2条 第1条に定める旅費の支給を受けようとする者は、別に定める様式の書類及び領収書類をもって事務局長の承認を得て、センター事務局に申請して支給を受けるものとする。

### (計算)

第3条 旅費の計算は、次のように行うものとする。

- 1 交通費は、正常な順路によって計算する。ただし、活動等の都合もしくは天災等やむをえない事情で順路によることができなかつた場合は、実際の経路によるものとする。
- 2 日当及び宿泊費は、活動等のための出張の初日から当該活動の終了日までの日数並びに宿泊数に応じて計算する。

### (金額)

第4条 旅費金額は次のように定める。

- 1 (近郊旅費) 岩船地域内で開催される活動等で地域内に居住または勤務する者の旅費は、交通費は別表1のとおりとする。
- 2 (国内旅費) 近郊旅費の範囲を除く国内の旅費は次の通りとする。
  - (1) 交通費は、旅費は公共交通機関の場合は、乗車・乗船・機乗費と特別急行料金等の実費とする。乗用自動車による交通費は、路程に応じ1キロメートルあたり25円と換算して計算する。通行料・駐車料等は実費とする。
  - (2) 宿泊費は、東京都区内、大阪市内、名古屋市内、福岡市内、札幌市内においては10,000円、その他では8,000円を、それぞれ上限額とする実費とする。
- 3 (海外出張旅費) 外国におもむく場合の旅費の金額は、その都度、活動等

の責任者が定める。

(特別の定め)

第5条 活動等の実情により事務局長が、この規定によることが困難と認めるときは、予算の範囲内でこの規定によらないで定めて支給することができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるものの他、必要な事項は理事会が別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は平成22年4月1日より施行する。
- 2 平成22年10月5日一部改定
- 3 平成23年7月11日一部改定
- 4 平成26年4月22日一部改定

別表1

縦軸：参加者の自宅住所／横軸：開催場所 (単位：円)

	村上市 村上地区	村上市 山北地区	村上市 朝日地区	村上市 神林地区	村上市 荒川地区	関川村
村上市 村上地区	500	2,000	1,000	800	1,000	1,500
村上市 山北地区	2,000	500	1,500	2,500	3,000	3,500
村上市 朝日地区	1,000	1,500	500	1,500	2,000	2,500
村上市 神林地区	800	2,500	1,500	500	1,000	1,500
村上市 荒川地区	1,000	3,000	2,000	1,000	500	1,000
関川村	1,500	3,500	2,500	1,500	1,000	500

※開催地が栗島浦村の場合は、国内旅費扱いとする。